

羽生市立小・中学校再編成準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽生市立小・中学校の再編成に伴う新校（新たに開校する学校をいう。以下同じ。）の設置に関し、基本的な事項について検討し、及び開校準備を円滑に行うため、再編成準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議し、及び検討し、その結果を羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 新校の校名、校歌及び校章に関すること。
- (2) 新校の設置に係る基本的な計画に関すること。
- (3) 通学方法、通学路、通学班その他の児童又は生徒の新校への通学に関すること。
- (4) 教育目標、教育課程、行事計画その他の新校の学校運営に関すること。
- (5) 新校の設備及び備品の整備等に関すること。
- (6) 新校のPTA等学校関係組織に関すること。
- (7) 新校及び閉校する学校の記念事業に関すること。
- (8) 閉校する学校の跡地の利用に関すること。
- (9) その他新校の設置に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 再編成の対象となる学校に通学し、又は通学する予定の児童又は生徒の保護者
- (2) 再編成の対象となる学校の教職員
- (3) 再編成の対象となる学校の通学区域の住民

(4) 再編成の対象となる学校の学校運営協議会の委員

(5) 市職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命した日から新校の開校の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、教育長が招集する。

2 準備委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 準備委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮った上で非公開とすることができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査及び検討を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各1名を置き、専門部会に属する委員（以下「専門部会員」という。）の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 8 専門部会の会議は、公開とする。ただし、部会長が必要と認めるときは、会議に諮った上で非公開とすることができる。
- 9 部会長は、当該専門部会での調査及び検討の結果を準備委員会へ報告するものとする。

（報酬）

第8条 委員の報酬は、無償とする。

（庶務）

第9条 準備委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。